

市民後見推進事業の概要

市区町名	志木市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：社会福祉法人 志木市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：養成講座の開催</p>
事業内容	<p>(事業名称) 市民後見人養成講座</p> <p>(対象者) 志木市または近隣市町村の在住の方</p> <p>(カリキュラム) 別紙プログラム参照</p> <p>(講師) 弁護士、司法書士、社会保険労務士、社会福祉士、行政職員、 地域包括支援センター職員、社協職員等</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>4月 カリキュラム作成</p> <p>6月 広報・受講生募集</p> <p>7月 開催 全6回</p> <p>9月 講座終了時、人材バンク登録について説明</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	志木市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 志木市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：権利擁護人材バンク運営、受任調整会議の開催・運営</p>
事業内容	<p>【権利擁護人材バンク】</p> <p>(目的) 社会貢献意識の高い市民後見人の育成と活動支援を行う</p> <p>(対象) 市民後見人養成講座を修了後、人材バンクに登録希望をし受任調整会議にて承認された人</p> <p>(内容) フォローアップ研修受講や地域活動・権利擁護活動などの経験を積み市民後見人を目指す</p> <p>【受任調整会議】</p> <p>(目的) 市民後見人の育成と活動支援を適正に進めるため、専門的見地から助言、指導等を行う</p> <p>(構成メンバー) 弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士、民生委員、行政職員（高齢・障がい）</p> <p>(支援内容) ・ 権利擁護人材バンク登録の承認 ・ 市民後見人候補者推薦名簿登録の審査・選考 ・ 受任案件の精査・受任調整 ・ 市民後見人活動支援における専門的助言</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>【権利擁護人材バンク登録者向けフォローアップ研修】</p> <p>4月 初回事務報告（財産目録の作成）</p> <p>7月 親亡き後問題（知的障がいと成年後見制度）</p> <p>9月 グループワーク（就任時の対応）</p> <p>12月 後見人として知っておきたい税金の知識</p> <p>1月 現場実習（対象者を理解する）</p> <p>3月 グループワーク（対人援助技術）</p> <p>【受任調整会議】</p> <p>10月 人材バンク登録・候補者名簿登録承認</p> <p>2月 候補者名簿登録審査・受任案件の精査・受任調整</p>

平成 27 年 1 月 31 日時点

備 考	
-----	--

市民後見推進事業の概要

市区町名	志木市
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：社会福祉法人 志木市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：市民後見人の活動の把握、助言・指導</p>
事業内容	<p>(活動支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制（夜間・休日も対応し緊急時支援も可能） ・ 事務報告書等書類作成支援 ・ 定期研修（フォローアップ研修） ・ 専門職、関係機関との連携時における調整等実務的支援 ・ 貸金庫の提供 <p>(後見監督)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産目録作成の立会い ・ 重要行為への同意 ・ 急迫時の後見活動の代理 ・ 定期的な報告体制により、活動内容のチェック・ ・ 助言（日常の金銭管理、支援経過等）
事業スケジュール (予定を含む)	<p>1ヶ月ごとの活動報告書の確認</p> <p>3か月ごとに財産目録、金銭出納帳、財産管理通帳のコピーを確認</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	志木市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 志木市社会福祉協議会</p> <p>委託内容： 市民後見人への普及啓発、後見活動のための地域づくり</p>
事業内容	<p>(目的) 成年後見制度を普及啓発することで、市民後見人への理解・協力がえられ、市民後見人が活動しやすい地域づくりをおこなう</p> <p>【成年後見制度講演会】 (内容) 講談で学ぼう！自分らしく暮らすために (対象) どなたでも</p> <p>【親族後見人のための講習と相談会】 (内容) 後見人活動している方への実務研修と相談 (対象) 親族後見人をしている及び成年後見制度に関心のある市民</p> <p>【地域への出前講座】 (内容) 成年後見制度、市民後見人についてなど (対象) 地域住民</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>【成年後見制度講演会】 1月 講師依頼 5月 広報 6月 実施</p> <p>【親族後見人のための講習と相談会】 11月 講師依頼 2月 広報 3月 実施</p> <p>【地域への出前講座】 随時</p>
備考	

主催：志木市成年後見支援センター

平成26年度 成年後見制度講演会

入場無料
定員 150名

講談で学ぼう！成年後見制度 ～自分らしく暮らすために～

認知症や障がい等で適正な判断ができない方々の財産や、安心して生活を送る権利を守る成年後見制度。講談でわかりやすく制度を学んでみませんか。

日時

平成26年6月14日(土)

13時30分～15時(開場13時)

場所

いろは遊学館ホール

第一部 講談演目 13時35分～

第一話 認知症の老姉妹を食い物に

第二話 経済的虐待を防ぐために

第三話 ナオト君だって一人の人間なんだよ

※ 講演台本作成：よこはま成年後見つばさ

第二部 14時45分～

「市民後見人養成講座」説明会



【申込み・問合せ先】

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

志木市成年後見支援センター

電話 048-486-5130 FAX 048-475-0014

※6月6日(金)までに、電話又は FAX(裏面の参加申込書)にてお申込みください。

※要約筆記など、配慮が必要な方は事前にご相談ください。



講談で学ぼう！成年後見制度

～自分らしく暮らすために～

プロフィール

講談師 神田 織音 かねだ おりね

芸歴 高校時代から芝居の勉強を始める。その後約十年芝居に携わる。

1999年4月 神田香織に入門

講談協会所属(芸名 神田おりね)

1999年9月 前座

2003年4月 二ツ目昇進(芸名 神田織音)

2011年4月 真打昇進

仕事経歴 講談一席(地域寄席・敬老会・イベントなど)

学校講演(講談一席・講談の特徴等)

成年後見制度のPR 講談(実話をもとに成年後見制度の必要性を訴える)



参加申込書(FAX)

志木市社会福祉協議会 志木市成年後見支援センター 行

FAX(048)-475-0014※6月6日(金)までにお申し込みください

No.	氏名	年齢	居住地	電話番号
1			志木市・朝霞市・新座市・和光市 その他()	
2			志木市・朝霞市・新座市・和光市 その他()	
3			志木市・朝霞市・新座市・和光市 その他()	

主催：志木市成年後見支援センター

7月12日開講

市民後見人養成講座 受講生募集！

日時：平成26年7月12日（土）・7月19日（土）・
7月26日（土）・8月2日（土）・8月30日（土）・
9月13日（土）全6回
午前10時～午後4時まで

(7/12は午前9時45分～) ※裏面にカリキュラム

会場 志木市総合福祉センター
対象 志木市または近隣市町在住の方
参加費 2,000円（テキスト代等）
定員 30名（応募多数の場合、市内の方優先）
締切 6月27日（金）まで
申込み 電話又はFAXにてお申込み下さい。

認知症や障がい等のため適正な判断が難しい方々の生活を、身近な立場でサポートする「市民後見人」。

研修では成年後見制度の仕組みや、後見人に必要な心構え、知識を学びます。

地域貢献したい、親族後見を考えている、自分の将来のために等、関心がある方、みんなで学んでみませんか！

志木市社会福祉協議会 志木市成年後見支援センター

電話：048-486-5130 FAX：048-475-0014

平成26年度 市民後見人養成講座プログラム

月日	時間	時間数 (分)	タイトル	内 容	講 師	
1日目	7/12	9:45-10:00	成年後見制度	開講式・オリエンテーション		志木市成年後見支援センター
		10:00-12:00		120	成年後見制度概論・①法定後見制度	弁護士
		13:00-14:00		60	②任意後見制度	
		14:10-15:40		90	市民後見概論	司法書士
2日目	7/19	10:00-11:30	対象者の理解と 関係制度・法律	高齢者理解（認知症）	志木市高齢者あんしん相談センター職員	
		12:20-14:20		120	介護保険制度・高齢者施策・虐待防止法	志木市高齢者ふれあい課職員
		14:30-16:00		90	消費者被害とその対応	消費生活専門相談員
3日目	7/26	10:00-11:00	対象者の理解と 関係制度・法律	障がい者理解（知的）	志木社協多機能型事業所職員	
		11:10-12:10		60	障がい者理解（精神）	志木市健康増進センター保健師
		13:10-14:40		90	障がい者施策・虐待防止法	志木市福祉課職員
		14:50-15:50		60	権利擁護の理念/日常生活自立支援事業	志木市社会福祉協議会職員
4日目	8/2	10:00-11:30	関係制度・法律	生活保護・健康保険・年金	社会保険労務士	
		12:30-15:30		180	家族法・財産法（相続/遺言）	弁護士
5日目	8/30	10:00-12:00	成年後見活動の実務	申立てから後見終了まで	司法書士	
		13:00-15:00		120	財産管理と身上監護	社会福祉士
6日目	9/13	10:00-14:00	後見活動	グループワーク	社会福祉士	
		14:10-14:50		40	成年後見支援センターの実務と市民後見活動に対するサポート体制	志木市成年後見支援センター
		15:00-15:30		30	市民後見活動の実際	市民後見人
		15:30-15:45		修了式・権利擁護人材バンク登録について	志木市成年後見支援センター	

※当講座の受講によって成年後見人等になることが約束されるものではありません。

親族後見人のための講習会と相談会

～やさしくわかる親族後見のいろは～

成年後見人等の約半数は親族の方々が受任し、日々、本人の支援のため活動しています。講習会では、親族後見人の方、これから考えている方を対象に、成年後見人としての職務や実務の実際について基礎的な知識を学びます。ご希望の方には個別の相談もお受けします。日ごろの困ったことを専門職に相談してみませんか。

日時：平成27年3月17日（火）

会場：志木市総合福祉センター 304会議室

対象：親族後見人の方、親族後見を考えている方、制度に関心がある方

定員：①講習会 30名 ②相談会 6名（希望者多数の場合は抽選）

内容：①講習会：午後1時30分～午後2時50分

「成年後見人の基本的な職務」

講師：弁護士 林 真由美 氏

②相談会：午後3時～午後4時30分

「個別相談会」（1件30分） ※希望者のみ

相談員：弁護士 林 真由美 氏

司法書士 森本 賢一 氏

参加費無料

参加申込み：3月13日（金）までに電話にてお申し込みください。

主催及び問合せ先：志木市成年後見支援センター

〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1

電話：486-5130 FAX：475-0014

～講師・相談員プロフィール～

- ◆林 真由美 氏：林法律事務所開業
埼玉弁護士会高齢者障がい者権利擁護センター運営委員
志木市成年後見支援センター受任調整会議委員
- ◆森本 賢一 氏：森本司法書士事務所開業
志木市成年後見支援センター受任調整会議委員